

# 周知・啓発についての考え方(案)

森林生態系保護地域の区域、及び取り扱い(遵守事項等)について、地元住民や来島者に対し効果的な周知を行う。なお、海外からの観光客を想定し、外国語版も検討する。

## 【周知事項】

- ①森林生態系保護地域の利用ルールについて
- ②横断道における難所について
- ③希少種の保全について

## 【方法】

- ・既設看板の更新、新規説明板の設置
- ・関係機関と連携し、チラシ・ポスター・マナーガイド等を作成し、連絡船内やターミナル等で配布する。
- ・インターネットによる周知
  - 関係機関のHPとのリンク等についても検討する。
- ・保安全管理計画策定にあたり地元住民等関係者からヒアリングを実施し、意見の集約を行う。また、保安全管理計画策定後は住民説明会を実施する。

## ・小笠原ガイド制度とガイドへの講習会開催について

小笠原には、東京都が運営する「東京都ガイド認定制度」、地元団体である小笠原ホエールウォッチング協会が運営する「ホエールウォッチング・インタープリター認定制度」、母島観光協会が運営する「母島森林ガイド制度」の3つのガイド制度がある。陸域ガイドに対しては、小笠原ホエールウォッチング協会が受託して「東京都認定講習会」「小笠原村登録ガイドの講習会」「ガイドのステップアップ研修会」等の講習を行っている。



NO. 529 平成19(2007)年8月1日(水) 編集・発行 小笠原村総務課

●問合せ先 小笠原支庁土木課 2-2123

④ 船の航行中は、常に周囲の見張りを実施しましょう。

⑤ 積極的にライフジャケットの着用を心がけましょう。

「海のものしも」は118番!

●問合せ先 小笠原海上保安署 2-7118

東京都自然ガイド講習会

東京都自然ガイド新規認定講習会を次のとおり実施します。

【対象者】平成20年4月1日時点で小笠原村に1年以上在住の18歳以上の方

【時期】9月28日(金)・10月14日(日)

※この期間のうち夜間6日間程度)

※この日程のほかに、1日現地講習があります。

【申込用紙配付先】

《父島》小笠原支庁土木課

《母島》小笠原ホエールウォッチング協会

《父島》小笠原支庁母島出張所

【申込用紙配付期間】

8月20日(月)～9月3日(月)

【申込締切】9月3日(月)

【その他】

○申し込み人数により、実施しない場合があります。

○来年度の新規認定講習についても受講希望者数の減少による開催の困難が予想されるため、希望される方は今回受講していただけますよう、ご協力をお願いします。

○過去に、やむを得ない事情で東京都自然ガイドの資格を失効し、再度認定講習の受講を検討されている方につきましては、別途支庁土木課までお問い合わせください。

資料：小笠原村民だより(平成19年8月)

## ・普及啓発イベントの実施

小笠原の世界自然遺産としての価値の講演を、普及啓発を図ることを目的として母島と父島にて行った。（平成19年2月）川上委員からの鳥類に関する講演では、小笠原諸島に生残する唯一の固有鳥類であるメグロや小笠原の固有亜種であるオガサワラカワラヒワの分布状況等の説明があった。千葉委員からの陸産貝類に関する講演では、小笠原に生息する陸産貝類の多様さ等について、スライド資料を用いて解説が行われた。



参加者の様子（父島講演会）



視察の様子

## ・パンフレットによる普及啓発

- 小笠原の世界自然遺産登録に向けて、関係行政機関をはじめとした様々な団体が発行するパンフレットによる普及啓発が進められています。
- これらのパンフレットは、余部がある場合は、各行政機関のほか、Bシップロビー（観光協会）、地域福祉センターロビー、母島船客待合所（母島観光協会）で閲覧できます。また、下記のホームページにてデータ（PDF形式）をダウンロードできます。是非、ご覧ください。



- また、この度、小笠原の世界自然遺産登録、自然再生に関する総合的なホームページ「小笠原自然情報センター」を開設しました。是非、ご活用ください。

## ・ホームページによる普及啓発

- また、この度、小笠原の世界自然遺産登録、自然再生に関する総合的なホームページ「小笠原自然情報センター」を開設しました。是非、ご活用ください。

「小笠原自然情報センター」  
ホームページを開設  
<http://ogasawara-info.jp/>



ホームページのここをクリックいただくと、平成19年3月に策定された「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画」をご覧ください。

資料：環境省 小笠原自然情報センター  
<http://ogasawara-info.jp/>

※西表島におけるローカルルールについては「参考資料6-1」参照  
入山届の提出については「参考資料6-2」参照  
他地域の事例（登山者のための屋久島マナーガイド）については「参考資料7」参照